

四半期報告書

(第74期第1四半期)

株式会社 キト一

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 キトー

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年8月9日

【四半期会計期間】 第74期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

【会社名】 株式会社キトー

【英訳名】 KITO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鬼頭 芳雄

【本店の所在の場所】 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地

【電話番号】 055-275-7521

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿2丁目4番1号 新宿NSビル9階

【電話番号】 03-5908-0161

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第73期 第1四半期 連結累計期間	第74期 第1四半期 連結累計期間	第73期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
売上高 (百万円)	10,323	11,919	51,141
経常利益 (百万円)	229	351	3,249
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	270	388	1,897
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△956	343	1,456
純資産額 (百万円)	24,664	21,250	21,239
総資産額 (百万円)	57,297	59,676	60,137
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	10.31	19.14	82.38
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	10.29	19.07	82.15
自己資本比率 (%)	41.4	34.2	33.8

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

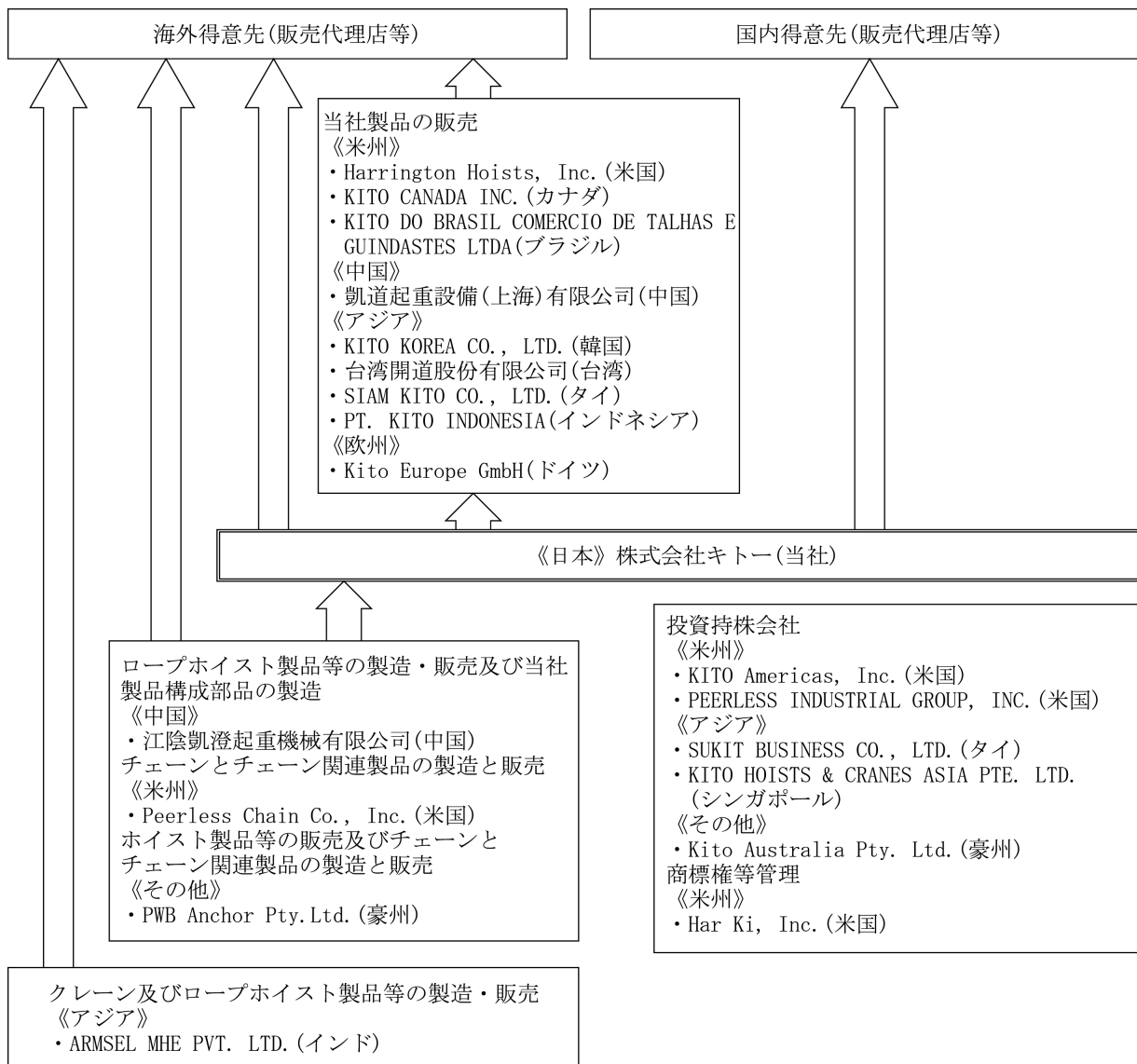
2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

主要な関係会社の事業の系統図は次のとおりであります。



第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当社と株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社(以下、「貸付人」という。)との「シンジケートローン契約」の締結

当社(以下、「借入人」という。)は、平成29年8月23日に契約期限が到来する特殊当座借越契約の借換えを行うため、平成29年6月30日付で、貸付人と、株式会社三井住友銀行をエージェントとして、「シンジケートローン契約」を締結しております。

主な契約内容は、以下のとおりであります。

1. 契約の相手先 株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社山梨中央銀行及び三井住友信託銀行株式会社
2. 借入金額 本書提出日現在残高 5,400百万円
3. 借入実行日 平成29年7月31日
4. 最終返済日 平成34年7月29日
5. 主な借入人の義務 (1) 借入人及びその子会社の財産、経営等に重大な変化が発生した場合の報告、決算書等の報告 (2) 借入により資産取得する場合の当該資産の担保提供の場合等を除き、書面による事前承諾なく、第三者に担保提供をしない (3) 書面による事前承諾なく、一部の貸付人に対する本契約上の債務を被担保債務の全部又は一部とする担保提供を行わない (4) 次の財務制限条項を遵守すること ① 各事業年度の末日における単体の貸借対照表から自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額＋自己株式の金額)を、平成29年3月期末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から算出される自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ② 各事業年度の末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本(純資産の部の合計金額－新株予約権の金額－繰延ヘッジ損益の金額－非支配株主持分の金額＋自己株式の金額)を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から算出される連結自己資本の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。 ③ 各事業年度末日における連結損益計算書に記載される営業損益を2期連続して損失としないこと。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間においては、引き続き海外における政治、経済の動向などに不透明感が残るものの、一般的に個人消費や設備投資の持ち直しにより、総じて緩やかな回復基調が見られました。当社を取り巻く事業環境においては、とりわけ日本国内でのインフラ、設備関連需要が堅調に推移しており、米国では堅調な個人消費の下、設備投資需要が底堅く推移しました。

5カ年の中期経営計画の2年目となる当連結会計年度は、高収益体質への回帰、製品ポートフォリオ拡充による成長、真のグローバル企業への組織進化、の経営目標達成に向けた各施策を前年度より引き続き実施し、これまで順調に推移しております。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、11,919百万円（前年同期比15.5%増）となりました。営業利益につきましては、海外子会社の製品在庫に含まれる利益消去（未実現利益）の一時的な影響により538百万円（前年同期比4.1%減）となりました。一方、経常利益は、351百万円（前年同期比53.1%増）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は388百万円（前年同期比43.7%増）となりました。売上高、各利益とも、それぞれ、期初の事業計画通りに推移しております。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。当社グループは、当社及び連結子会社の所在地別セグメント区分で事業活動を展開しております。

セグメントの名称	売上高(前年同期比)	営業損益(前年同期比)
日本	5,928百万円 (5.7%増)	1,202百万円 (5.5%増)
米州	5,486百万円 (4.3%増)	△78百万円 (前年同期は 10百万円の営業利益)
中国	1,404百万円 (8.9%増)	156百万円 (5.1%増)
アジア	812百万円 (29.4%増)	△16百万円 (前年同期は107百万円の営業損失)
欧州	489百万円 (72.2%増)	△6百万円 (前年同期は 18百万円の営業損失)
その他	480百万円 (— %)	△11百万円 (— %)

(日本)

国内市場では、好調なインフラ関連向け投資需要を着実に捉えたこと、グローバルでの設備投資需要が顕在化し輸出が堅調だったことから、売上高は前年同期に比べて5.7%増の5,928百万円となりました。営業利益は前年同期に比べて5.5%増の1,202百万円となりました。

(米州)

米国では、天然資源マーケットが低調に推移するものの、堅調な設備投資関連の需要を捉えた結果、売上高は5,486百万円（前年同期比4.3%増）となりました。利益につきましては、新基幹システム導入による償却費等を計上したことから、78百万円の営業損失（前年同期10百万円の営業利益）となりました。

(中国)

景気減速にも歯止めが掛かり、低調に推移していた需要にも底打ち感が見えました。その結果、売上高は1,404百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は156百万円（前年同期比5.1%増）となりました。

(アジア)

韓国ではフラットパネルディスプレイ業界向けのクリーンルーム用クレーンなどの需要を引き続き捉えたこと、その他アジア地域では、サービス事業、ホイスト販売の強化に注力した結果、売上高は812百万円（前年同期比29.4%増）となりました。利益面では効率化策推進の結果、16百万円の営業損失（前年同期は 107百万円の営業損失）となり、改善しています。

(欧州)

ドイツを中心とした設備投資需要の高まりを受け、売上高は489百万円（前年同期比72.2%増）、営業損失は6百万円（前年同期は18百万円の営業損失）となりました。

(その他)

豪州で買収したKito Australia Pty. Ltd. 及びその子会社を平成28年度第1四半期連結会計期間末より連結範囲に含めた結果、売上高は480百万円、営業損失は11百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

資産合計は59,676百万円と前連結会計年度末に対し461百万円減少いたしました。これは、現金及び預金の増加683百万円、受取手形及び売掛金の減少1,792百万円、商品及び製品の増加279百万円、仕掛品の増加323百万円等によるものです。

② 負債

負債合計は38,425百万円と前連結会計年度末に対し472百万円減少いたしました。これは、支払手形及び買掛金の増加677百万円、短期借入金の増加453百万円、未払費用の減少729百万円、引当金の減少490百万円、長期借入金の減少649百万円等によるものです。

③ 純資産

純資産合計は21,250百万円と前連結会計年度末に対し11百万円増加いたしました。これは、利益剰余金の増加107百万円、為替換算調整勘定の減少37百万円、非支配株主持分の減少54百万円等によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は208百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	94,000,000
計	94,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,048,200	27,048,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	27,048,200	27,048,200	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第14回新株予約権

決議年月日	平成29年5月30日
新株予約権の数(個)	500 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,206 (注)2
新株予約権の行使期間	平成31年5月31日～平成39年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,206 資本組入額 603
新株予約権の行使の条件	新株予約権者の相続人は新株予約権を相続できるものとする。新株予約権の質入等の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は200株とする。
但し、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(平成29年5月31日。以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる)。
なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券若しくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記の他、割当日後に、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- 3 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。但し、以下の条件に基づき再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

- (2) 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

再編対象会社の普通株式とし、その数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

- (3) 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(2)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

- (4) 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

- (5) 再編対象会社新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

- (6) 再編対象会社新株予約権の取得事由及び条件

下記(注)4に準じて決定する。

- (7) 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものとする。

- (8) 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 新株予約権者が懲戒解雇若しくは取締役、執行役員、監査役を解任された場合(但し、定年退職による場合、又は任期満了による場合を除く。)並びに自己都合により退職した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が当社と実質的に競合する会社に転職した場合又は自ら当社と実質的に競合する営業を営んだ場合には、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合は、当該新株予約権者に発行された全ての新株予約権を無償にて取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	—	27,048,200	—	3,976	—	5,199

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,737,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,309,900	203,099	—
単元未満株式	普通株式 1,300	—	—
発行済株式総数	27,048,200	—	—
総株主の議決権	—	203,099	—

② 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キトー	山梨県中巨摩郡昭和町 築地新居2000番地	6,737,000	—	6,737,000	24.91
計	—	6,737,000	—	6,737,000	24.91

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,069	9,753
受取手形及び売掛金	11,139	9,347
商品及び製品	12,130	12,409
仕掛品	2,019	2,342
原材料及び貯蔵品	1,251	1,333
その他	2,408	2,561
貸倒引当金	△60	△64
流動資産合計	37,960	37,682
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,507	4,398
機械装置及び運搬具（純額）	5,224	4,992
その他（純額）	2,216	2,221
有形固定資産合計	11,948	11,611
無形固定資産		
のれん	2,363	2,277
その他	5,295	5,357
無形固定資産合計	7,658	7,634
投資その他の資産		
投資有価証券	739	879
繰延税金資産	598	617
その他	1,231	1,249
投資その他の資産合計	2,569	2,746
固定資産合計	22,177	21,993
資産合計	60,137	59,676

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,438	6,116
短期借入金	9,879	10,332
未払費用	2,411	1,681
未払法人税等	128	144
引当金	944	454
その他	1,221	1,493
流動負債合計	20,023	20,222
固定負債		
長期借入金	14,298	13,649
役員退職慰労引当金	190	197
退職給付に係る負債	2,441	2,465
その他	1,942	1,891
固定負債合計	18,874	18,202
負債合計	38,897	38,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,976	3,976
資本剰余金	5,226	5,225
利益剰余金	16,427	16,534
自己株式	△5,816	△5,812
株主資本合計	19,814	19,925
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	33	8
為替換算調整勘定	847	810
退職給付に係る調整累計額	△351	△337
その他の包括利益累計額合計	529	481
新株予約権	45	47
非支配株主持分	850	796
純資産合計	21,239	21,250
負債純資産合計	60,137	59,676

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	10,323	11,919
売上原価	6,334	7,823
売上総利益	3,988	4,096
販売費及び一般管理費	3,427	3,558
営業利益	561	538
営業外収益		
受取賃貸料	7	7
作業くず売却益	6	7
債務時効益	20	—
その他	21	23
営業外収益合計	57	39
営業外費用		
支払利息	99	98
為替差損	233	—
持分法による投資損失	—	91
その他	55	35
営業外費用合計	388	225
経常利益	229	351
特別利益		
負ののれん発生益	489	—
特別利益合計	489	—
税金等調整前四半期純利益	719	351
法人税等	450	△55
四半期純利益	268	407
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△1	18
親会社株主に帰属する四半期純利益	270	388

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
四半期純利益	268	407
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	△29	△24
為替換算調整勘定	△1,260	△105
退職給付に係る調整額	64	14
持分法適用会社に対する持分相当額	—	52
その他の包括利益合計	△1,225	△63
四半期包括利益	△956	343
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△907	340
非支配株主に係る四半期包括利益	△49	3

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
減価償却費	421百万円	474百万円
のれんの償却額	86百万円	81百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	367	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月21日 定時株主総会	普通株式	284	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	2,965	5,246	1,199	628	283	—	10,323	—	10,323
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,643	12	89	—	—	—	2,746	△2,746	—
計	5,609	5,259	1,289	628	283	—	13,070	△2,746	10,323
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	1,140	10	149	△107	△18	—	1,174	△613	561

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△613百万円には、セグメント間取引消去16百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△629百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(重要な負ののれん発生益)

当第1四半期連結会計期間において、Scaw Metals Pty.Ltd.の全株式を取得したことにより、負ののれん発生益489百万円を計上しております。なお、当該負ののれん発生益は報告セグメントには配分しておりません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)2
	日本	米州	中国	アジア	欧州	その他			
売上高									
外部顧客への売上高	3,347	5,466	1,323	812	489	480	11,919	—	11,919
セグメント間の 内部売上高又は振替高	2,581	20	81	—	—	—	2,683	△2,683	—
計	5,928	5,486	1,404	812	489	480	14,603	△2,683	11,919
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	1,202	△78	156	△16	△6	△11	1,247	△708	538

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額△708百万円には、セグメント間取引消去△151百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△557百万円が含まれております。全社費用は、主に親会社の総務部門、経理部門及び経営企画部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	10円31銭	19円14銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	270	388
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	270	388
普通株式の期中平均株式数(株)	26,261,184	20,311,974
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	10円29銭	19円07銭
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)	41,039	77,299
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	第13回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成27年6月23日 取締役会決議日 平成28年5月31日 (1) 新株予約権の数 400個 (2) 新株予約権の目的となる 株式の種類及び株式数 普通株式 80,000株 (3) 新株予約権の行使時の払 込金額 891円 (4) 新株予約権の行使期間 平成30年6月1日 ～平成38年5月31日	第14回新株予約権 定時株主総会の特別決議日 平成28年6月21日 取締役会決議日 平成29年5月30日 (1) 新株予約権の数 500個 (2) 新株予約権の目的となる 株式の種類及び株式数 普通株式 100,000株 (3) 新株予約権の行使時の払 込金額 1,206円 (4) 新株予約権の行使期間 平成31年5月31日 ～平成39年5月30日

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月 9 日

株式会社キトー
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 昌 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順 二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キトーの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キトー及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月9日
【会社名】	株式会社キトー
【英訳名】	KITO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鬼頭 芳雄
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹
【本店の所在の場所】	山梨県中巨摩郡昭和町築地新居2000番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 鬼頭 芳雄及び常務執行役員 財務管理本部長 遅澤 茂樹は、当社の第74期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

